



さくら

P 2 【特集】 防災

P 6 あなたの協働を応援する補助金制度

P 9 国民年金保険料は免除できます！

P10 子ども手当には現況届が必要です！

P12 日々雇用職員を募集します

P13 6月は国保の納税通知書が届きます

6月20日はふれあい音楽祭♪

P15 メモ紙、付せん紙などは資源です！

人権のまど

P16 税務課からのお知らせ

P17 市民病院だより

P18 情報いろいろ

P20  **ogi** ～アイラブおぎ～

(裏)

ゲストは、泉万里江さん

毎年、梅雨の時期の集中豪雨に備え
“土のう作り”を行う消防団員。



特集 防災

考えておく必要があります。
災害が発生した時には、交通網をはじめ電気、ガス、水道といったライフラインが寸断され、消防や行政などの公共機関が十分に対応できない可能性があります。
自分と家族、大切な人の命を守るために、普段から災害に対する備えについても一度考えてみましょう。

梅雨の時期を迎え、突発的な集中豪雨がおりやすい気候となっています。自然災害はいつ私たちに襲いかかるかわかりません。しかし、事前の対策により、被害を最小限に抑えることが可能です。そのためには、いざというときに備え、家庭や地域で日ごろから対策を

洪水と土砂災害

災害には、大雨、洪水、暴風、土砂災害、高潮、高波、地震、火災など様々な種類があります。その中でも、この時期注意したいのが、大雨、洪水と土砂災害です。

洪水

昨年の7月26日を覚えていますか？降り続く雨により、早朝5時に大雨警報、洪水注意報が、そして8時25分に洪水警報が発令されました。通常、1時間に20mm以上の雨が降ると、災害が発生する恐れがありますが、その日観測された最大時間雨量（26日10時～11時）は54mm。

排水ポンプの運転を停止（※）し、

決壊の恐れが高いと判断した小城地区と牛津地区の一部に対し、小城市で初の「避難勧告」を出しました。

※排水ポンプの運転調整

六角川・牛津川には河川の氾濫を防ぐための堤防があります。大雨時、排水ポンプを稼働させ続けると水位が上昇し、破堤に至り大きな浸水被害が発生する恐れがあります。

その被害を回避するために、排水ポンプの運転を調整することで堤防の決壊や越水等を防ぎます。



（上）ドゥイング三日月前 水路が増水し、道路が冠水。
（下）牛津川 牛津地区の一部に避難勧告がだされた時の水位。
JRの鉄橋下数メートルまで水かさが増している。

土砂災害

土砂災害とは、土石流、地すべり、がけ崩れを指します。6月から9月にかけては、短期間のうちに狭い地域に集中して雨が降る『集中豪雨』が起こりやすい時期で、毎年災害が全国各地で起きています。

昨年7月の中国・九州北部豪雨では、小城市でも各所で災害が発生しました。

みんなで防ごう！土砂災害

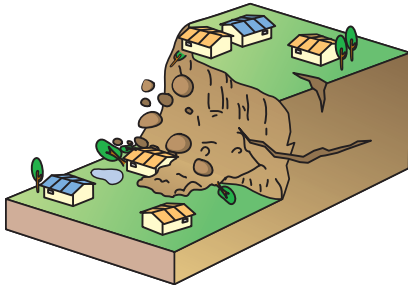
6月1日(火)～30日(水)は

土砂災害防止月間です！



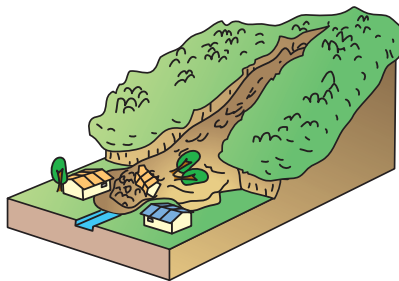
平成21年7月26日 小城市東小松の市道にて

【急傾斜地崩壊危険箇所】 (がけ崩れ)



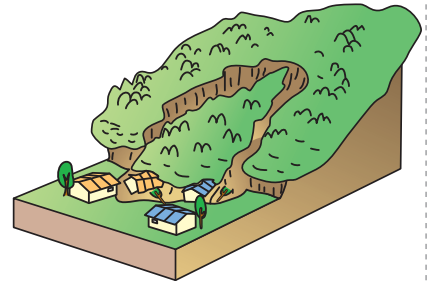
がけ崩れは、急な斜面で突発的に起こります。瞬時に崩れ落ちるため、避難が遅れがちになります。

【土石流危険渓流】



土石流は谷筋で起きます。土砂などが水といっしょに流れ下り、速度が速く大きな破壊力を持っています。

【地すべり危険箇所】



地すべりは、一度に広い範囲の地盤が動き出します。速度はゆるやかですが、発生すると大きな被害をもたらします。

このような前ぶれに注意！

- がけからの水が濁ります。
- がけに亀裂が入ります。
- 小石がパラパラ落ちてきます。
- 斜面がふくらんできます。
- 雨水が斜面を流れて溝ができます。
- 斜面の方から大きな音がします。

- 山鳴りがします。
- 雨が降り続いているのに川の水位が下がります。
- 川の流れが濁ったり流木が混ざり始めます。

- 地面にひび割れができます。
- 沢や井戸の水が濁ります。
- 斜面から水がふき出します。

守る



中尾団長(左)と秋丸政光副団長

災害は突然やってきます。その時に何をするか考えても遅いのです。日頃から防災対策について家族で、地域で考えておくことが大切です。消防や行政が「守る」ということ+(プラス)自分たちで「守る」という2重の危機管理によって、災害に強いまちづくりを目指していきます。



小城市消防団長
中尾 隆尚さん

1. 非常持ち出し品の事前準備を



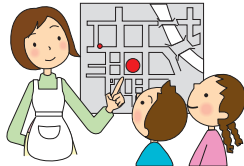
避難するときの荷物は必要最低限とし、事前に準備しておきましょう。

2. 大雨や台風に向けて、家のまわりを点検・整備しておく



家のまわりに吹き飛ばされそうなものはないか、TVアンテナなどは傷んでいないか確認しておきましょう。また、家の前の排水溝が詰まっていないかなどの確認も必要です。

3. 避難所や避難路を確認しておく



自分の地区の避難所はどこなのか、そこへ安全に行くためにはどう行けばいいのかを家族で確認しておきましょう。

台風の接近や大雨が予想される場合は、テレビやラジオからの最新情報に注意しましょう。また、県や市が提供する最新情報はパソコンやメールでも確認できます。

「防災ネットあんな」

佐賀県が提供する、防災・安全・安心情報配信システムのサイトです。

◆登録の仕方

- ・kantan@esam.jp に空メールを送る。
- ・パソコン、または携帯のURLに <http://esam.jp> を入力する。

・左図のQRコードを携帯電話のカメラで読み取るとすぐにアクセスできます。



「小城市防災メール」

小城市が提供する防災メールです。

◆登録の仕方

- ・ogishinin@bousai.city-ogi.jp に空メールを送る。

・左図のQRコードを携帯電話のカメラで読み取るとすぐにアクセスできます。



「小城市防災行政無線」

の放送内容が電話で確認できるようになります！

これまでは、大雨の時や暴風雨の際に、防災行政無線での放送が聞こえない等の苦情が寄せられていましたが、放送から3時間以内は、電話をかけることにより聞き直すこ

とができるようになりました。

電話番号

☎ 0952-5115258

電話料金については、利用者の負担となります。

なお、回線は6回線です。話し中の場合には、恐れ入りますが再度おかけ直してください。

■避難は慌てず、早めに

市が災害の危険が迫っている住民に対して避難をお願いする場合、「避難勧告」と「避難指示」の2種類があります。

これは、災害対策基本法の規定により、市町村長が判断して発令します。緊急性では「避難指示」のほうが「避難勧告」より高く、拘束力が強くなります。市から避難情報が出た場合には、慌てず、速やかに避難しましょう。

地域ぐるみでの防災

■自主防災組織

大きな災害が起こった場合、消防や警察などの公共機関『公助』が十分に対応できない可能性があります。こうした場合、地域の人たちが集まって行う初期消火、負傷者の救助などの活動が被害の防止・軽減のために重要になってきます。

「自分たちのまちは自分たちで守る」『自助』という心構えで積極的に自主防災組織に参加しましょう。

■災害時要援護者

災害が発生した時は、自力での避難ができない方（災害時要援護者）にとっては、地域で助け合う『共助』が必要となります。

日ごろの声かけや見守り、災害時の安否確認・避難支援などを地域で行いましょう。

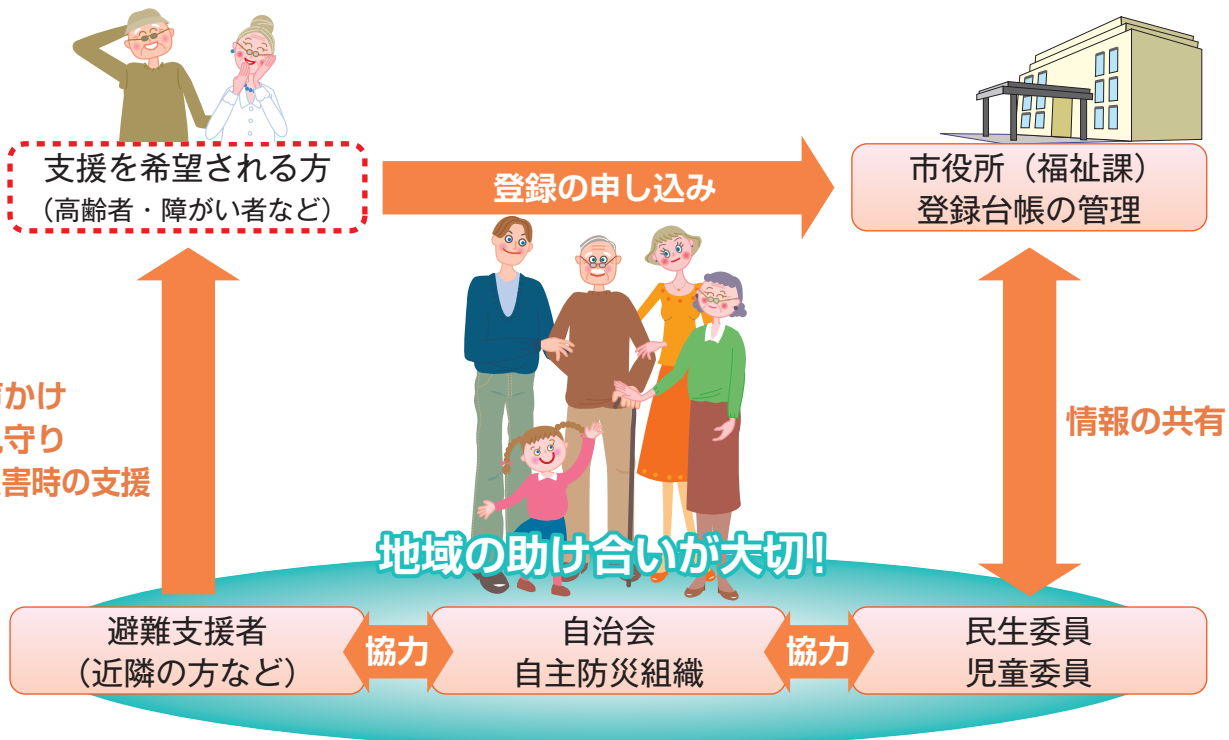
災害時要援護者の登録を



市では、在宅の高齢者・障がい者・難病患者等の方で、災害時に支援を必要とする方たちを対象とした「災害時要援護者台帳」への登録受付を行っています。この台帳による情報を地域の自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などと共有し、災害時の対応について、連携を図ります。

■登録を希望する方

福祉課で登録の受付を行っています。家族の方などの代理申請も可能ですので、お問い合わせください。



【問合せ】・土砂災害について
・自主防災組織
・災害時要援護者避難支援制度

建設課（芦刈庁舎） ☎63-8825
総務課（牛津庁舎） ☎63-8818
福祉課（三日月庁舎） ☎73-8820



「小城市協働支援事業補助金」を 活用してみませんか？

～わたしたちのまちは、わたしたちで～
“市民協働”による新たな地域の創造

協働って？

今、あなたが住んでいる地域をちよつと見渡してみませんか？

普段生活していると様々な課題に直面されると思います。

その課題については、自分で解決できること（自助）、そしてみんなの力を結集して解決に向け取り組むこと（共助）、

それでも解決できないことは行政が補完的に支援する（公助）という解決する手段を考える必要があります。

《協働とは》…

「異種・異質の組織」が「共通の目的」を果たすために「それぞれのリソース（資源や特性）」を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して働く」ことです。

《CSOとは》…

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めての呼称です。

「市民協働」は、なじみのないため難しく捉えがちです。

市では分かりやすく、共に理解できるようこう考えます。

・お互い様の心で助け合いましよう。

・もっとたくさんの人で解決しましよう。

・気づいたことを気づいた人から行動し創り上げましよう。

もっと地域力を！

市では、協働につなげ推進を図るため、支援事業を実施しています。

今回から、CSO市民活動センター「ようこそ」でも申請を受付けます。

ぜひ、ご活用ください。

補助事業

- (1) 地域リーダー及びコーディネーター育成事業
- (2) 協働体制支援事業
- (3) ステップアップ事業
- (4) 市長が特に必要と認める事業

※詳しくはお問合せください。

協働の意識の芽生え

市民協働をすすめるための行動指針より

スタートは、あいさつから！

協働のための基本原則

1. 対等な関係	4. 情報公開と共有
2. 相互理解	5. 認めあう
3. 目的の共有と明確化	6. 楽しさを見いだし、共感する。 (楽しさづくり、仲間づくり)



市民協働をすすめるための行動指針

例えばこれも「協働」！

※小城市協働読本より



高齢化・核家族化の進行でご近所付き合いも少なくなり、生活に悩みも…。



あいさつやふれあいが地域を元気にするきっかけに！



それぞれが地域で目的を持ち行動するようになり、元気なまちに！

平成21年度 補助活用者（団体）

更に協働事業を広めるため、次のような事業で活用されました。

（１）地域リーダー及びコーディネーター育成事業



江島佐知子さん（小城町）
九州創発塾2009の感想

市民協働の推進にとって、ネットワーク構築の重要性を感じました。「ようこそ」を通じ、市民の皆さんの活動と連携し、和を広げていくためのパイプ役として活動ができればと思います。



西岡明楽さん（ようこそサポーター）
NPO 活動推進フォーラム

やまがた大会の感想
全国に広がったネットワークを活用し、他県の取組事例等を取り込み、中間支援機能の更なる充実を図りたいと思います。



西岡久富美さん（牛津町）
九州創発塾2009の感想

お互いを認めあうことでコミュニティは深くなると考えます。地域に残る歴史などの活力を共有し、連携と豊かさを育むため、市民協働による行動に結びつけて行きたいと思います。

（２）協働体制支援事業



◆事業名：

第12回ホテルの里コンサート

◆実施主体：第12回ホテルの里コンサート実行委員会

◆事業目的：歴史的建造物の魅力を再認識し、地元に残る文化財に対する意識高揚を図り、本物の音楽に触れることで文化の香る小城的まちづくり、ひとづくりを推進する。



◆事業名：

第8回小城ア・カペラコンテスト

◆実施主体：♪おぎおん（おぎ音楽ネットワーク）

◆事業目的：音楽による人、まちの活性化を図り、地域の賑わいを創出する。また、文化の香るまちづくりに市民協働で取り組む小城市の情熱を県内外へPRする。



◆事業名：

小城上町深川家おひなさま

◆実施主体：

深川家、おひなさま実行部

◆事業目的：国登録文化財・22世紀に残る佐賀県遺産である小城上町「深川家住宅」のリニューアルに伴う一般公開と賑わいの場を創出する。

色んなアイデアを出し合いながら、より住みやすい小城市を私たちの手で作っていきましょう。

「協働」はそのための手段です。

C S O市民活動センターようこそでは、そのお手伝いをします。

【問合せ】企画課 市民協働推進係（牛津庁舎）

担当 森永・熊谷 ☎63-8803 FAX63-8808

E-mail kikaku@city.ogi.lg.jp

C S O市民活動センターようこそ



C S O活動拠点サポーター

西岡 明楽（通称：めいらく）

皆さんの活動及び協働に関する事業をお手伝いします！説明に出向きますので、気軽にお電話ください！

●開館時間 10時～17時

（日曜・祭日は11時～15時）

●休館日 毎週水曜日 ●TEL 72-3566

●E-mail youkoso@ia9.itkeepen.ne.jp



男女共同参画

男女共同参画
シンボルマーク

平成22年度 週間キャッチフレーズ

「話そう、働こう、
育てよう。いっしょに。」

— 6月23日～29日は男女共同参画週間です —

【申込み・問合せ】企画課 市民協働推進係（牛津庁舎）

担当 山下・熊谷 ☎63-8803

女性の視点から市政を考える
「小城市女性人材バンク」
への登録者を募集中！

「女性人材バンク」とは？

市の施策に女性の声を反映させるため、各種審議会などの委員を選考する際に、女性委員の候補者として推薦させていただくためのリストです。

◆登録者要件

- ・市内在住又は在勤する満20歳以上の女性
- ・審議会等の委員として活動意欲のある女性

◆登録方法

企画課に設置している申込書に必要事項を記入し提出してください。

（申込書は市HPからもダウンロードできます。市HP内

女性人材バンクで検索。）

※登録していただいた個人情報については、「女性人材バンク」のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

「男女共同参画推進事業補助金」を活用ください。

地域及び団体で男女共同を進める事業（女性のチャレンジ・男性の家事参加・DV啓発など）に対し助成を行っています。助成額など詳しくは小城市HPをご覧ください。

◆補助対象事業

- ①男女参画社会の形成を目的としたリーダー育成事業
- ②男女共同参画に関する研修会への参加
- ③団体が個人のスキルアップを目的として実施する研修会
- ④男女共同参画社会の形成のために有効な事業

- ①研修会・講演会などの啓発事業開催

（テーマ…DV・ワーク・ライフ・バランスなど）

- ②刊行物発行・調査事業



◆平成21年度

補助金活用事例

「小城市男女共同参画ネットワーク」主催

「家族・地域で

こころかよわせて」

講師…副田ひろみさん
（フリーアナウンサー）

平成22年2月16日、JA

小城市女性部へ出張講座



【申込み・問合せ】

企画課 市民協働推進係

（牛津庁舎）

担当 山下・熊谷

☎63-8803



平成22年度の保険料は、月額15、100円です。
保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。
免除には申請が必要です。

国民年金保険料の免除制度をご存知ですか？

【問合せ】 国保年金課（小城庁舎）
担当 古川 ☎73-8802

① 免除申請

保険料の納付が全額免除、または半額免除などの一部免除（一部納付）となります。

◆対象者…本人、配偶者、世帯主の前年度所得が一定額以下

※一部免除された方については、一部納付額を未納される、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

② 若年者納付猶予申請

保険料の納付期間が猶予されます。

◆対象者…30歳未満の方で、本人、配偶者の前年度所得が一定額以下

③ 学生納付特例申請

保険料の納付期間が猶予されます。

◆対象者…学生の方で本人の前年度所得が一定額以下

学生証の写し、または、在学証明書が必要となります。



退職（失業）時の特例免除制度

免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、

通常は審査の対象となるご本人の所得状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

◆手続きに必要なもの

- ・ 認め印
- ・ 離職票や雇用保険受給資格者証など、失業していることを確認できる公的機関の証明書

被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が第3号被保険者から第1号被保険者に変わり、保険料の納付

義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

◎免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のようになります。

- ・ 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ・ 老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
- ・ 障害基礎年金・遺族年金の受給資格期間に算入されます。

◎全ての免除申請の手続き場所

- ・ 各庁舎総合窓口
- ・ 国保年金課（小城庁舎）

子ども手当の現況届をお忘れなく!!

現在、子ども手当の受給対象になられている方は、毎年6月に『現況届』の提出が必要です。この届は平成22年6月1日時点における児童の養育状況や加入年金状況などを確認し、受給資格を審査するための大切な手続きです。受付期間中に提出がない場合は、子ども手当法第10条に基づき6月以降の手当が差し止めになります。なお、対象者には6月初旬に通知（現況届）を郵送しますので、お早めの手続きをお願いします。

*平成22年3月以降に『子ども手当認定請求』をされた方は、今回の現況届の提出は不要ですが、認定請求以降に児童の養育状況や加入年金等で異動が生じた場合には届出が必要です。

*平成22年3月以降に『子ども手当額改定認定請求（増額申請）』をされた方は、現況届の提出が必要です。

手続きに必要なもの

- ①現況届（6月初旬発送）
 - ②印鑑（朱肉を使うもの）
 - ③受給者の健康保険証または年金加入証明書どちらか一方で可（国民年金の方は不要）
 - ④養育している児童と別居されている場合は、別居している児童の属する世帯全員の住民票謄本
- *別居児童の住所が小城市内にある場合は、住民票謄本は不要です。

◇受付期間 6月10日（木）～6月30日（水）※土日を除く。

◇受付時間 9時～17時

◇受付場所 小城市役所こども課（小城庁舎2階）

【各庁舎での受付】

受 付 日	受 付 場 所
6月10日（木）～6月14日（月）	小城庁舎（1階ロビー）
6月15日（火）～6月17日（木）	三日月庁舎（1階北フロア）
6月18日（金）	芦刈庁舎（1階ロビー）
6月21日（月）～6月22日（火）	牛津庁舎（1階ロビー）
6月23日（水）～6月30日（水）	小城庁舎（2階こども課）

※受付日を庁舎ごとに分けておりますが、こども課（小城庁舎）では随時受け付けます。

【時間外受付】

受付日	受付時間	受付場所
6月14日（月）	17時30分～20時	小城庁舎（1階ロビー）

【休日受付】

受付日	受付時間	受付場所
6月20日（日）	9時～16時	小城庁舎（1階ロビー）

子ども手当の6月の支払日は15日（火）です！

【問合せ】 こども課 子育て支援係（小城庁舎）担当 水田 ☎73-8821

子育て中の皆さんの
身近な相談役
“母子保健推進員”
です

市には、小城町21人、三日月町19人、牛津町17人、芦刈町9人の合わせて66人の母子保健推進員がいます。会議や研修で知識を深め、活動しています。活動としては、それぞれの地区に分かれ健診の呼びかけや子育て中の皆さんの話し相手として各家庭を訪問しています。特に生後4か月前後の赤ちゃんには、手作りのプレゼントを持って訪問します。

子育てに関する悩み事など気軽に相談ください。
写真は第1回の会議参加者です。

【問合せ】健康増進課
母子保健係（三日月庁舎）
担当 島ノ江
☎73-8822



三日月町



小城町



芦刈町

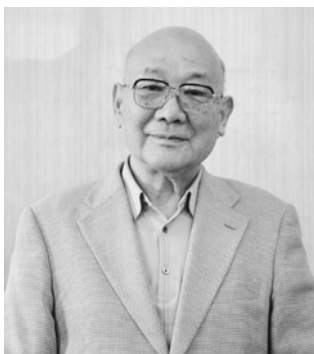


牛津町

県政功労者知事表彰
小城市から3名が受章

5月10日（月）、佐賀県庁で「平成22年度県政功労者知事表彰式」が開催され、小城市から3名の方が表彰されました。おめでとうございます。

県政功労者は明治16年（1883年）5月9日に佐賀県が誕生したことを記念し、産業やスポーツ振興、地方自治などの分野で貢献した人を毎年表彰するものです。



受章者の方々
教育・スポーツの振興・芸術文化の振興
石井外科医院 院長
石井 倫平 さん



民生の安定・保健衛生の向上
松永歯科医院 院長
松永 正也 さん



治安維持
小城市交通安全協会
水田 善久 さん

【問合せ】総務課
秘書広報係 担当 田中
☎63-8818

平成22年度 小城市日々雇用職員募集

市では、平成22年度日々雇用職員を追加募集します。

1、雇用条件

◆採用日

平成22年7月1日以降

◆雇用期間

1期間6ヶ月以内

(延長1期間、最長 年度末)

◆勤務日数 週5日以内

又は週38時間45分以内

◆勤務時間

8時30分～17時15分(原則)

※勤務日数・時間は要相談

◆勤務日 月曜日～金曜日

◆年次休暇 有

◆賃金 日額(時給)

(支給日 翌月15日)

◆諸手当 超過勤務手当

◆給与支給方法 口座振込み

◆保険適用

勤務時間数により有(社会保険、雇用保険、災害補償)

◆その他 住居要件なし

必要な資格なし

場所、賃金等

別表をご参照ください。

3、申込み方法

◆提出書類

市販の履歴書に記入したものの。

◆提出方法

・持参 小城市舎 学校教育課へ持参してください。

・郵送 封筒の表に「履歴書在中」と朱書きして左記に送付してください。

〒845-1850-1

小城市小城市253番地21
小城市教育委員会
学校教育課 宛

※注意

・履歴書には必ず写真を添付してください。

・履歴書には必ず昼間連絡がとれる電話番号(携帯電話番号など)をご記入ください。

・履歴書の返送はしませんが、予め了承下さい。

4、受付期間

6月7日(月)

(18日(金) 必着)

5、採用方法

担当課で試験を実施し、採用の可否を決定します。

職 種	業務内容	基本的な勤務形態	主な勤務場所	募集人員(予定)	賃 金	担当課(係)申し込み・連絡先
給食調理員	給食調理業務	給食センター 月～金 8:30～17:15	給食センター	若干名	日額6,200円 (時給800円)	学校教育課 学校食育推進係 (小城市舎) ☎73-8807

詳細は市のホームページ (<http://www.city.ogi.lg.jp/>) にも掲載しています。

51人が消防団に入団

小城市消防団辞令交付式が4月11日(日)に小城市消防署で行われました。

今年度は、消防団に51人が入団し、新入団員を代表して、三日月第一分団第一部の小川大輔さんが宣誓を行いました。式終了後、さっそく新しく部長や班長になった団員と新入団員を対象に基本的な動作訓練と消防団員としての心構えについて講話などが行われました。



新入団員代表 小川 大輔さん

※消防団員随時募集中

女性消防団員も募集中です。

【問合せ】消防・交通係

担当 相川

☎63-8818

●まちの話題

小城建設業協会が ボランティア清掃

4月26日(月)、同協会は青年部のメンバーを中心に、祇園川周辺で清掃活動を実施されました。

早朝から集まった約40人が川辺の草刈りをはじめ、ベンチのペンキ塗り、トイレの落書き消し、枯れたツツジ約50本の植え替えなどを行いました。



平成22年度 国民健康保険税の納税 通知書を発送します

今月、平成22年度国民健康保険税の納税通知書を発送します。

内容をご確認のうえ、納め忘れないようお願いいたします。
なお、平成22年度は、次のような改正が行われています。

◆国保税の負担限度額が 引き上げられました。

これは、全国的に毎年伸びていく医療費の支払いに対応するものです。

（小城市国保が支払った医療費も、合併時の平成17年度と平成21年度を比べると、5億円以上も増えています）

○国民健康保険税負担限度額 の内訳

- ・医療給付費分
47万円→50万円
- ・後期高齢者支援金分
12万円→13万円
- ・介護納付金分
10万円は変わらず

合計4万円引き上げられています。

◆納税額の軽減制度を ご利用ください！

倒産・解雇などによる離職、雇い止めなどによる離職をされた方については、税額の軽減制度があります。
納税通知書と一緒に詳しく内容のちらしをお届けいたしますので、ご確認のうえ、手続きを行ってください。

国民健康保険は

みんなで支えあう

制度です！

【問合せ】

・国保年金課（小城市庁舎）
担当 坂田

☎73-8802

・税務課（小城市庁舎）
担当 副島

☎73-8801

小城市文化連盟発足5周年記念 ふれあい音楽祭 開催!



大正琴

- ・大正琴 琴郁会
- ・岡田流 琴樹会
- ・琴城流 琴郁会
- ・琴郁会 ほうずき

吹奏楽

- ・小城市ウインドアンサンブル

小城市文化連盟
発足5周年となり、
日ごろ支部（旧町）
毎に練習している
団体が一堂に会し、
発表会を開催しま
す。
和（大正琴・邦楽）
と洋（吹奏楽・コー
ラス）が織りなす
楽しいひとときを
過ごしませんか。

邦 楽

- ・文化箏 琴の音会
- ・箏曲穂波会
- ・小城市邦楽会
- ・箏曲 巳翔会
- ・牛津宿場華太鼓
- ・文化箏 箏遊会

コーラス

- ・小城市チェリーメイト
- ・三日月町うたごえクラブ

♪日時：6月20日（日）
13時開場 / 13時30分開演
♪場所：ドゥイング三日月
♪入場無料♪

【問合せ】生涯学習課
小城市文化連盟 ☎73-8803

●まちの話題

法務大臣からの 感謝状贈呈

4月28日（水）、眞子忠敏さん（小城市町本山）へ、法務大臣からの感謝状が贈られました。

眞子さんは、平成9年10月から今年の4月1日までの12年半の間、人権擁護委員として市民のみなさま方の人権の擁護と人権の思想の普及高揚に尽くされました。その長年の活動に対する感謝の意を表されたものです。

長い間おつとめいただき、ありがとうございました。



障がい福祉係からの
お知らせ●療育キャンプ等
参加助成事業

親の会などが主催する宿泊を伴う療育キャンプへの参加費用へ助成を行っています。

◆対象者

市内在住の身体障がい者（児）または知的障がい者（児）の方

◆助成額

一人一泊につき3千円を限度とし、実支出額とを比較して少ない方の額

◆手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・キャンプについてわかるもの（主催者、実施期間、参加費がわかるパンフレット）

・参加申込書（キャンプへの申込後の控えなど）

※実際に参加される前に、決定を受けていただく必要がありますので、予定されている方は早めに申請をお願いいたします。

●障害者
配食サービス事業

お弁当の提供と安否確認を行う配食サービス事業を行っています。

◆対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、市内在住の18歳以上65歳未満の調理が困難な方。

◆サービス内容

月曜日から土曜日までの昼食と夕食

◆費用（個人負担）

1食あたり400円

※本人の心身の状況や家族の状況により、利用の可否を判断します。

●重度障害者（児）
紙おむつ支給事業

在宅で常時失禁状態にある重度心身障がい者（児）に、紙おむつや尿取りパットを支給する事業を行っています。

◆対象

3歳以上の重度の身体障がい者（身体障害者手帳1、2級）及び知的障がい者（療育手帳A）

◆助成額

月額6,000円

◆手続きに必要なもの

印鑑

※訪問調査を行いますので、電話にてご相談ください。

【問合せ】福祉課

障がい福祉係（三日月庁舎）

担当 嘉村

☎73-8820

まむしに咬まれて
しまったら

まむし抗毒素の市内保有医療機関は左記のとおりです。ただし、平成22年4月の調査時点のもので、受診される場合は事前に各医療機関へお問い合わせください。

◆小城町

小城市民病院

☎73-2161

石井外科医院

☎73-3641

◆三日月町

江口病院

☎73-3083

◆牛津町

樋口クリニック

☎66-4838

【問合せ】

健康増進課 保健予防係

☎73-8822

●まちの話題

芦刈少年柔道クラブ
全国大会で大活躍！

5月5日（水）講道館（東京都）で開催された第30回全国少年柔道大会の結果を、佐賀県代表として出場した5人と全部員、保護者と共に辻コーチから市長に報告されました。

団体戦は、ベスト16に、個人戦では山田駿汰君（芦刈小5年）がベスト8に入賞し、全国に柔道王国小城市芦刈を定着つけたことと思います。

一つの目標に向け、まさしく監督、コーチ及び部員そして家族、地域が一体となり取組んだ成果が育んだものです。



雑がみ類はリサイクル しましょう!!

包装紙・メモ紙・名刺等の
小さな紙も、立派な資源！
捨てずに、毎週第1水曜日
の資源物回収に出しまし
う！

◆集積所への出し方

- ①メモ紙、付せん紙、名刺等
②使い古しの封筒に入れ
③雑誌と一緒に紙ひもで結び、集積所に出す



【問合せ】環境課

廃棄物対策係（小城庁舎）

担当 久原、川崎

☎ 73-8803

小城市廃棄物中継センター は祝祭日も運営してます!!

祝祭日もごみの受入れを
行っています。平日になかな
かごみの持込みができない方
はぜひ、ご利用ください。

◆祝祭日の受入時間

8時30分～16時

【問合せ】環境課施設係

（小城市廃棄物中継セン
ター（牛津町）内）

☎ 63-8832

人権のまど

「名水は名水のままだ」の

ために

社会教育指導員 早田圭吾

人権は、生活権へと拡がり、
そこに環境権も組み込まれて
きていると聞きます。小城市
では名水サミットが開催され
ました。そこで、ここ数か月
の間で見聞きしたことの中か
ら気になったことを書かせて
いただきます。

「富士山」の伏流水で、今湧
き出ているその湖の水は、標
高2千メートル付近に降った

雨水で、しかも50年程前のもの
のこと。「天山」山系の小
城の水は『まだ旨い』と聞き
ました。ただ、いつまで旨い
かは？とのことでした。

ある近隣の地域では残留肥

料等の窒素分などが多くてま

ずいとか。水サミットでの

キャッチフレーズは水から

（自ら）できること、つたえる

ことでした。実は人権も自ら

なのです。

「名水は名水のままだ」…。

そのために私にできる自（水）

からのことは、除草剤や農薬

の散布を1回でも少なくする

こと。化学肥料よりばかし菌

利用などの有機肥料を1回で

も多く使うこと。

人権擁護委員の委嘱

国民の基本的人権の擁護の
ため大きな役割を果たされて
いる人権擁護委員が、3月31
日の任期満了に伴い新たに委
嘱されました。

今回、法務大臣から委嘱を
受けられた人権擁護委員は、
前回に引き続いて再任された
円城寺昌子さん（小城町横町）
と新たに就任された一ノ瀬一
磨さん（小城町畑田）のお二
人です。

任期は、平成22年4月1日
から平成25年3月31日までの
3年間です。



佐賀県産材の長いす の寄贈

「佐賀県みどり会」（佐賀
県林務技術職員退職者会）
が、5月10日、小城市に木
製長いす5脚を寄贈されま
した。

佐賀県みどり会は地球環
境に優しく、温かみがある
木製品の良さをPRするた
め、平成17年から毎年、佐
賀県産材を利用した長いす
を製作し、県内の小中学校
や公共施設等へ寄贈をする
活動をされています。

市では多くの方に利用し
ていただけるよう、桜城館、
ドウィング三日月、市民図
書館芦刈分室に設置いたし
ました。



市県民税の公的年金からの特別徴収（年金天引き）

65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる市県民税の納税義務のある方は、公的年金から特別徴収（年金天引き）されます。ただし、下記の方は対象となりません。

◆介護保険料が年金から引き落としされていない方

◆引き落とされる市県民税額が老齢基礎年金等の額を超える方など

引き落としの対象となる年金とは	老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税年金からは、市県民税の引き落としはされません。
引き落としされる市県民税額は	引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した市県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した市県民税額は、これまでどおり給与所得からの引き落とし、又は納付書で納めていただくこととなります。
引き落としが中止となる場合は	引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり普通徴収（納付書により市の窓口や金融機関などで納める方法）により納めていただくこととなります。

平成21年度に年金天引きされた方

（例）市県民税の年税額が9万円（年金所得のみ）の場合

	年金から引き落とし（特別徴収）					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
算出方法	前年度2月と同じ額			平成22年度の年税額の残り1／3ずつ		

【問合せ】課税係 ☎73-8801



【夜間納税相談】

6月10日、24日（木）

17：30～20：00

場所 小城庁舎1階
税務課

【問合せ】

税務課（小城庁舎）

☎73-8810

☎73-8801

市税等 納期のお知らせ

市税等の納期は、次の表のとおりです。

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税（普通徴収）				1期		2期		3期			4期		
固定資産税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税			全期										
国民健康保険税（普通徴収）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※市税等の納付期限日は、上記表の各税該当月の月末（月末が土・日の場合は、金融機関の翌営業日）となります。ただし、固定資産税（3期）及び国民健康保険税（7期）の12月分につきましては、28日（28日が土・日の場合は、金融機関の翌営業日）が納付期限日となりますのでご注意ください。

※各市税等の納付書送付につきまして、各税第1期目の納付書送付時に年間（前納及び各期）分を送付します。上記表にて納付期限をご確認の上、金融機関等で納付をお願いします。

※納付書は一括送付のため取扱い、紛失等には特にご注意ください。

なお、納付には口座振替をご利用いただくと便利です。

【問合せ】収納対策係 ☎73-8810

納期限を守りましょう！

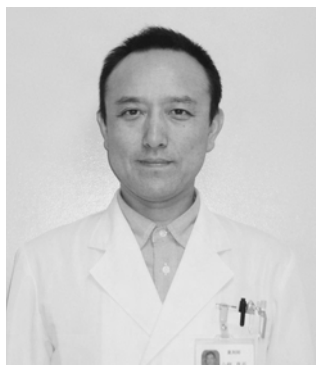
6月30日（水）納期限

●市県民税 1期

●国民健康保険税 1期

市民病院だより

薬の服用について



薬剤師 小柳 貴亮

皆さんは病院や薬局で薬を受け取ったあと、自宅はどうされていますか。

袋から出して、いろいろな種類の薬と混ぜたりして、自分なりに分けていますか。それともそのままにしていますか。

患者様のなかには高血圧症や高脂血症、糖尿病などを合併し、たくさん種類の薬を服用されている方がいらっしゃいます。

そうした薬をきちんと管理するのはなかなか難しいですし、薬ごとの効能も把握しきれないこともあると思います。

そこで今回は薬の上手な管理が出来る便利な方法をご紹介します。

薬袋（やくたい）の利用

薬袋とは文字通り薬を分類し、保存するための袋ですが、この薬袋にはいろいろな情報が記載されています。一日に何回服用するのか、いつ服用するのか、1回に何錠（カプセル、包）服用するのか、また最近では中に入っている薬の名前を書いてある場合もあります。たくさん種類の薬があり、どの薬をいつ服用していいのか混乱してしまう方は、この薬袋に書いてある内容と、薬の包装シートに書いて



薬袋（やくたい）

ある名前を確認しながら服用すると、スムーズにできるようになります。そのときに薬品情報提供書（写真つきのお薬説明書）も一緒に見ていくと、自分がどのような薬を服用しているか確認できます。

お薬箱の利用

薬袋を使っても薬の管理がうまくいかない場合は、1週間や1ヶ月単位で日・月・火・水・木・金・土、朝・昼・夕・寝る前と仕切られた専用のお薬箱に薬を分ける方法があります。



お薬箱（1週間分）

この場合、薬を受け取った日にいつどの薬を服用するかをすべて分けて、それに従って服用していけば飲み忘れがなくなります。

朝・昼・夕・寝る前など、服用する時間に合わせて処方薬をまと

めて1包化（1回分量の薬を1袋にまとめる）するのも一つの方法ですが、薬の効能の把握が難しくなります。

上手な服薬管理

服薬管理が上手な方は、薬を服用したらカレンダーに印をつけたら、食事の際に服用する薬は忘れないように食卓の目につく所に置いたり、外出用に携帯する薬をあらかじめ分けていたり、常に薬を携帯するなどの工夫をされているようです。

一方、飲み忘れをしてしまう方は、食後はくつろいでしまつて服用を忘れたり、外出時に携帯することを忘れたり、外食が多く薬を持って歩いていても服用のタイミングを逃してしまうことが多いようです。同じような理由で薬を飲み忘れてしまう方は、飲み忘れをしないような時間に服用時間を変えられるか、主治医に相談してみてください。

※服用・服薬＝薬を飲むこと

時間外受診をされる方へ

【問合せ】小城市民病院

急病等での時間外受診の場合は、必ず電話で宿日直医師の担当診療科をお問合せください。専門外の疾病の場合は、診察できませんのでご了承ください。
☎73-2161 ホームページ・アドレス <http://www.ogishimin-hp.jp/>



国保の人間ドック 申込み受付中！

小城市国民健康保険に加入されている30歳以上の方を対象に、人間ドックの費用を一部助成しています。詳細については、市報5月20日号に掲載しています。

定員になり次第締め切りますので、希望される方はお早めに申込みください。

◆受付開始 平成22年6月1日（火）～

【問合せ】国保年金課 担当 松尾 ☎73-8802



職業訓練受講生募集

平成22年8月期受講生を募集しています。
（橋渡し訓練付き）

◆応募資格

雇用保険受給資格者等離職者

募集訓練科名	定員
電気制御技術科	15

*40歳未満の方が対象

*企業内実習1カ月

◆申込期限 6月25日（金）

◆入所日 8月5日（木）

◆訓練機関 7ヶ月

◆訓練時間 9：30～15：40

◆申込先 最寄りの公共職業安定所

*毎月職業訓練説明会を実施しています。

【問合せ】

独立行政法人 雇用・能力開発機構佐賀センター
（ポリテクセンター佐賀）JR伊賀屋駅前

☎26-9516



～中小企業のみなさまへ～ 信用保証協会が借入をサポート

信用保証協会は『公的な保証人』として、事業資金借入の保証をします！また、中小企業の皆様から資金繰りなどの金融相談にも応じております。

【問合せ】

佐賀県信用保証協会 業務部 ☎24-4342

ホームページ：http://www.saga.cgc.or.jp

information 情報いろいろ



舞台に立ちたい子どもたち 集まれ！

WARAWANBA隊は子どもの「にわか」ミュージカルチームです。

平成22年度の新しい隊員を募集しています。演技・うた・おどりが好きな子、一緒にしませんか？小学生以上の子どもは参加できますが特に、中学生や高校生の入隊を望んでいます。

まずは見学にきんしゃい！



◆活動日 水曜日 17時30分～20時

◆場所 牛津公民館

【問合せ】大橋 ☎66-4595



ヒブワクチン接種費助成の指定 医療機関取消

市報さくら4月5日号でお知らせした、ヒブワクチン接種費助成の指定医療機関のうち、次の医療機関について取消の申し出がありましたのでお知らせします。

医療法人ロコメディカル 江口病院

【問合せ】健康増進課母子保健係

（三日月庁舎）担当 島ノ江

☎73-8822

情報を区別しています

募 集です。お知 らせです。開 催です。



平成22年度税務職員 (国家公務員採用Ⅲ種(税務))募集

◆受験資格

平成元年4月2日～平成5年4月1日生まれの方

◆試験の程度

高等学校卒業程度

◆受付期間

6月22日(火)～29日(火)

(郵送の場合は6月29日(火)の消印有効)

◆申込先

希望する受験地の人事院地方事務局(所)

【第一次試験】

試験日…平成22年9月5日(日)

【第二次試験】

試験日…平成22年10月14日(木)～21日(木)のうち指定する日

【問合せ】

- ・佐賀税務署 総務課 ☎32-7511
(自動音声案内に従い「2」をプッシュしてください。)
- ・福岡国税局人事第二課 ☎092(411)0031
(内線2117又は2143)までお尋ねください。
- ・国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>



～中小企業のみなさまへ～ 金融相談をご利用ください

佐賀県信用保証協会は『顔の見える協会』として、中小企業のより身近な存在になれるように、毎月1回下記の商工会議所及び商工会にて『金融相談』を開催しております。

なお、相談をご希望される方は、前日までに経営指導員へご連絡下さい。

◆日時：毎週第1木曜日 10時～15時

◆場所：小城商工会議所、牛津・芦刈商工会

【問合せ】小城商工会議所 ☎73-4111

牛津・芦刈商工会 ☎66-0222



佐賀県弁護士会主催 無料電話相談！

6月26日(土)に弁護士による下記の無料の電話相談が実施されます。お気軽にお電話ください。

◆女性の権利110番

- ・時間 10時～15時30分
- ・内容 離婚、配偶者などからの暴力、職場などでの性差別などについて女性弁護士が対応

◆子どもの貧困～生活費・教育費ホットライン

- ・時間 10時～正午まで
- ・内容 主として子どもを抱える家庭について、生活苦などの経済問題について

【問合せ】佐賀県弁護士会 ☎24-3411

各 種 相 談

相談名	相談日	場 所	時 間
健康相談	毎週月曜日	三日月町 ゆめりあ	9:30～11:30
		芦刈町 ひまわり	
	毎週金曜日	小城町 桜楽館	9:30～11:30
		牛津町 アイル	
行政相談 人権相談 心配ごと相談	毎月第1火曜日	芦刈町 ひまわり	13:30～15:30
	毎月第2火曜日	三日月農村環境改善センター	
	毎月第3火曜日	小城町 桜楽館	
	毎月第4火曜日	牛津公民館	
身障者相談	毎月第3金曜日	小城町 桜楽館 相談室	13:30～15:30
	毎月第1月曜日	三日月農村環境改善センター 会議室	9:00～12:00
	毎月第3水曜日	牛津町 アイル ボランティアルーム	10:00～12:00
	毎月第3水曜日	芦刈町 ひまわり 相談室	9:00～12:00
福祉の出張 巡回相談	毎月第1水曜日	小城町 桜楽館	10:00～15:00
	毎月第2水曜日	三日月町 三日月庁舎	
	毎月第3水曜日	牛津町 アイル	
	毎月第4水曜日	芦刈町 ひまわり	
消費生活 相談	毎週月・水・金曜日	小城庁舎 消費生活相談室	10:00～16:00



6/23～6/29は男女共同参画週間です

男女共同参画週間記念フォーラム

「登山家：田部井淳子

～世界の山々をめざして」

～支えあい、ともに登ろう～

◆日時 6月26日(土) 13時30分～15時30分

◆場所 唐津市文化体育館 文化ホール

◆講師 田部井 淳子さん(登山家)

女性で世界初のエベレスト登頂成功。登山を通じてのさまざまな経験や活動についての講演です。

※参加料無料・一時保育あり(要申込)

【問合せ】

佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)

事業部 ☎26-0011

始 まりは育児サークル

育児サークルを立ち上げたきっかけは、「まず自分が、子育てのことなどを話せる友だちが欲しかったから。0歳から1歳くらいの頃って親同士の出会いきっかけがないんですよ。」と語る泉さん。3年後には、同じく牛津町で絵本の読み聞かせをする「おはなし会」の立ち上げにも関わった。

そんな中、下の子を幼稚園に入れた頃から『社会復帰をしたい』という思いが強くなる。今までの経験を活かして、人のためになる仕事を考えた時、託児所をやろうと決めたそう。

保 育に込める想い

少人数での保育にこだわる泉さん。その理由を尋ねると、「子どもが『抱っこ』と言えば抱っこできるような環境にしたかったんです。3歳までの子育ては、家という基礎づくり。この時期にしっかり愛情を注ぐことで、子どもは自分が愛されていると感じ、自信がもてるようになります。お預かりしている大切な子どもたちですので、保護者の方と同じ目線で育てていきたいんです。」とこころ。

また、「子どもと同じように保護者も大事。保護者の悩みや気持ちに楽になるような保育をしたいです。」と語る。

未 来を担う子どもたちのために

長男が入団しているミュージカル劇団「ティーンズミュージカル SAGA」の運営にも携わっている。現在、今月佐賀で開催される「食育推進全国大会」に出演するための準備に取りかかっている。10月には、文部科学省からの依頼で上海万博日本館での出演も決定。忙しい毎日を送る。

一人で何役もこなすそのパワーと明るさは周囲を元気にし、やさしいまなざしは子どもたちを優しく包みこむ。これからも、保育者、教育者としての活動が続けていく。

I Love ogi

第9回
～ アイ ラブ おぎ ～



泉 万里江さん

- プロフィール
保育士として5年、小学校で講師を3年務め、結婚を機に牛津町へ。平成7年、小城市内初の育児サークル「ひまわり」を立ち上げ、平成11年に、託児所「託児ルームMAMA」をスタート。保育や子育ての経験を活かし、平成17年から2年間、小城市総合計画審議会の委員も務めた。自身の愛読書『子どもへのまなざし』（佐々木正美著）は保育のバイブル。2児の母。

●ギャラリー



託児所にて。今月から移転し、名称も「そらいろ保育園」に変わった。



おすすめの絵本たち。季節に応じて入れかえる。



絵本に合わせて読み方を変える。子どもたちも夢中で聞いていた。